

土地所有者全員の氏名

水田活用の直接支払交付金における畑地化に関する合意書

中村A太、佐藤B子、桜井C男、小平E美、加藤F雄【土地所有者】（以下「甲」という。）が、藤原D郎【耕作者】（以下「乙」という。）との間で賃貸借契約の締結、使用貸借契約の締結、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定又は農地法第2条第2項で規定する同一の世帯員等として貸借契約等を行うことなく管理している（以下「貸借等」という。）甲が所有する下表記載の農地に直接支払交付金の畑地化の取組を行うにあたっては、裏面「水田活用の直接支払交付金の畑地化の取組により農地に生じる主な影響」に記載の内容をはじめとした畑地化によって生じる影響を十分に理解し、甲乙両者合意の上で行うものとする。

耕作者の氏名

この合意書は、甲乙の合計人数分を作成し、それぞれが1通ずつ所持し、その写しを旭川市農業再生協議会に1通提出する。

土地所有者（4人分）の住所と氏名を記入し、実印で押印

令和7年3月1日

土地所有者(甲)	住所	旭川市永山〇条〇丁目〇番〇号		上川郡鷹栖町〇線〇号〇番地の〇	
	氏名	中村 A太		桜井 C男	
	住所	旭川市神居〇条〇丁目〇番〇号		旭川市神楽〇条〇丁目〇番〇号	
	氏名	佐藤 B子		小平 E美	
耕作者(乙)	住所	旭川市西神楽〇線〇号〇番地の〇		☑甲の続きは別紙のとおり	
	氏名	藤原 D郎		ここに✓をつけ、別紙をホチキス留めし、実印で割印する。	

耕作者の住所と氏名を記入し、実印で押印

<畑地化する土地の所在等>

賃貸借契約書や利用権設定書の面積 → 「登記面積」
 耕地図の面積（畦畔を含まない面積） → 「水張り面積」
 に✓をつける

	☒ 登記面積 ☐ 水張り面積 (いずれかの□に✓)	備考
旭川市東旭川町豊田〇番地の〇	2,000 m ²	
旭川市東旭川町米原〇番地の〇	550 m ²	
	m ²	
上表ではなく、別紙（図面など）により、畑地化する農地を指定する場合はここに✓をつける。	m ²	
農地の賃貸借契約書や利用権設定書の内容のとおりに入力してください。		
賃貸借等している全て農地について合意する場合はここに✓をつける。 （この場合は上表の「所在・地番」、「面積」の記載は不要）		

☐ 別紙のとおり（別紙の添付がない場合は□に✓を入れてください。）

☐ 作成日現在における甲乙間での貸借等の農地の全て（該当する場合は□に✓を入れてください。）

（注意）別紙がある場合は、必ずホチキス留め及び割印の上で添付してください。

水田活用の直接支払交付金の畑地化の取組により農地に生じる主な影響

(令和7年1月現在の国等の情報を基に作成しているため、今後状況が変わる場合があります。)

1 水田活用の直接支払交付金(以下「水活交付金」という。)の制度改正について

水田において主食用米以外に転作する農家を対象に支払われる水活交付金においては、制度改正により、令和4年より5年に1度も水張りできない農地は、将来にわたって同交付金の対象外にされることとなりました。そのため、最初の5年目を迎える令和8年までに、今後、5年に1度の「水張り」を続けていくのか、または一次的な交付金を受けて「畑地化」するのかを選択する必要があります。

2 畑地化した農地に生じる主な影響(土地所有者、耕作者共通)

- (1) 将来に渡って水活交付金を受けることができなくなる。(耕作者や土地所有者が変わっても継続される。)
- (2) 農地の状況によっては、これをきっかけに現況地目等が「田」から「畑」に変わる可能性がある。
- (3) 水活交付金の対象外になることで、売買価格や賃借料、担保評価額等が低下するおそれがある。
- (4) 農地の状態に応じて対象となる交付金(中山間、多面的など)受けられなくなる場合がある。
- (5) 農地の状況によっては、基盤整備計画に参加できない又は難しくなる場合がある。

3 畑地化に係る主な国の支援【畑地化促進事業】(交付対象は耕作者のみ)

※ 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す。(地目の変更を求めるものではない。)

※ それぞれの支援を受けるためには畑地化以外にも要件があることから注意が必要。

(1) 畑地化支援及び定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物及び畑作物(高収益作物以外)の本作化に取組む農業者を支援。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・2(3 ※)万円/10a×5年間 または ・10(15 ※)万円/10a (一括) (※加工・業務用野菜等の場合)
畑作物(高収益作物以外の) (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・2万円/10a×5年間 または ・10万円/10a (一括)

全員の実印で割印

<注意> 畑地化した年から5年間は同じ区分の作物を作付け・販売する必要がある、途中で止めてしまった場合や作物区分が変わった場合は交付金が返還になることがあります。(途中で耕作者等が変わった場合も、作付け・販売が継続できなければ、当時交付金を受けた方がその交付金を返還することになります。)

(2) 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(上限25万円/10a))。

4 畑地化しなかった場合に想定される土地所有者側のリスク

最低5年に1度の水張りをする事ができる農地であれば、引き続き水田活用の直接支払交付金を受け続ける権利を残すことができますが、それが難しい農地(傾斜地をはじめとした水稲の条件不利地など)の場合は、そのままだと令和9年から交付金を受ける権利が無くなってしまうため、それ以降に新たな農地の借り手を見つけることが困難となってしまう可能性があります。

そのため、今後、水稲作付が困難なことが明らかな農地においては「畑地化」し、一時的ではありますが国の支援(上記3)を受けた上で、現在の借主に耕作し続けてもらったほうが耕作放棄地にならずに済むといった場合もありますので、農地の状態に応じて十分な検討が必要です。

(別紙) 土地所有者 (甲) の続き

5 人目以降の土地所有者の住所と氏名を記入し、実印で押印

住所	上川郡鷹栖町北野東〇条〇丁目〇番〇号
氏名	加藤 F 雄 印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印

※必ず実印により押印すること。

※ 土地所有者 (甲) が 5 人以上の場合に使用し、合意書 (又は同意書) に記入しきれなかった 5 人目の分から本表に記入してください。

※ 合意書 (又は同意書) に、必ずホチキス留めし、甲乙全員分の実印で割印してください。